

令和7年度 さいたま市立辻南小学校いじめ防止基本方針

○法的根拠 いじめ防止対策推進法（平成25年9月28日施行）

第13条 学校は、いじめ防止基本方針又はいじめ防止基本方針を参酌し、その学校の実情に応じ、当該学校におけるいじめ防止等のための対策に関する基本的な方針を定めるものとする。

I はじめに

いじめから一人でも多くの子どもを救うためには、子どもを取り囲む大人一人ひとりが、「いじめは絶対に許されない」、「いじめは卑怯な行為である」、「いじめはどの子どもにも、どの学校でも、起こりうる」という基本認識の下、本校の全児童が、明るく楽しい学校生活を送ることができるよう、いじめが起きない学校をつくるとともに、いじめを許さない集団を育成するため「さいたま市立辻南小学校いじめ防止基本方針」を策定した。

II 本校のいじめの問題に対する基本姿勢

- 1 いじめの未然防止、早期発見、早期対応に努める。
- 2 いじめられる児童に徹底的に寄り添い組織で対応する。
- 3 学校の教職員がいじめを発見し、又は相談を受けた場合には、速やかに、学校いじめ対策委員会に当該いじめに係る情報を報告し、学校の組織的な対応につなげる。
- 4 学校の特定の教職員がいじめに係る情報を抱え込まず、学校が一丸となって組織的に対応する。
- 5 いじめる児童等に対し、成長支援の観点に立ち、毅然とした態度で指導するとともに、いじめる児童等が抱える問題を解決するため、心理や福祉等の専門性を生かした支援や関係・専門機関との連携を図る。
- 6 学校の教育活動全体を通じて、特別支援教育、国際教育、人権教育の充実を図り、児童等への指導を組織的に行う。
- 7 重大な事態については躊躇なく関係機関との連携を図る。
- 8 教師自らの体験を語るなど、児童の将来への希望が生まれるよう働き掛ける。

III いじめの定義

「いじめ」とは、児童等に対して、当該児童等が在籍する学校に在籍している当該児童等と一定の人的関係にある他の児童等が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）であって、当該行為の対象となった児童等が心身の苦痛を感じているものをいう。また、「けんかやふざけ合い」であっても、見えないところで被害が発生している場合もあることから、背景にある事情を確認し、児童等の感じる被害性を踏まえ、いじめに該当するか否かを適正に判断する。

いじめは、単に謝罪をもって安易に解消とすることはできない。いじめが「解消している」状態とは、少なくとも次の2つの要因が満たされているものとする。

①いじめに係る行為が止んでいること

被害者に対する心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）が止んでいる状態が相当の期間継続していること。この相当の期間とは、少なくとも3か月を目安とする。

②被害児童が心身の苦痛を感じていないこと

被害児童がいじめの行為により心身の苦痛を感じていないことが認められること。被害児童及びその保護者に対し、心身の苦痛を感じていないかどうかを面談等により確認する。

IV 組織

1 いじめ対策委員会（「いじめ防止対策推進法」第22条）

- (1) 目的：いじめの問題を自分たちの問題として受け止め、自分たちでできることを主体的に考え、行動するとともに、いじめを許さない集団やいじめが起きない学校をつくろうとする意識を高め、いじめ防止等の取組を推進する。
- (2) 構成員：校長、教頭、教務担当、生徒指導主任、各学年主任（生徒指導担当）、教育相談主任、特別支援教育コーディネーター、養護教諭、さわやか相談員、スクールカウンセラー、PTA会長、学校運営協議会委員、主任児童委員、民生委員、自治会長、青少年育成辻地区会等
※必要に応じてスクールソーシャルワーカー、医師、弁護士、警察官経験者など、構成員以外の関係者を招集し、対応する。
- (3) 開催
ア) 定例会（年3回開催 学校運営協議会と兼ねて行う）
イ) 校内委員会（月1回開催 定例委員会と兼ねて行う）
ウ) 臨時委員会（必要に応じて、必要なメンバーを招集して行う）
- (4) 内容
役割
ア) 学校基本方針に基づく取組の実施、学校基本方針に基づく取組の進捗状況の確認、定期的検証、見直し（PDCAサイクルの実行を含む）
イ) 教職員の共通理解と意識啓発
ウ) 児童や保護者・地域に対する情報発信と意識啓発、意見聴取
エ) いじめの未然防止・いじめを許さない環境づくり
オ) 個人面談や相談の受け入れ、及びその集約
カ) いじめの早期発見・情報収集・記録・共有
キ) 発見されたいじめへの組織的な対応方針の決定
ク) 構成員の決定
ケ) 重大事態への対応

2 子どもいじめ対策委員会

- (1) 目的 いじめ問題を自分たちの問題として受け止め、自分たちでできることを主体的に考え、行動するとともに、いじめを許さない集団やいじめが起きない学校をつくろうとする意識を高め、いじめの防止等の取組を推進する。
- (2) 構成員 代表委員会児童
（児童会長・児童会副会長・児童会書記・各委員会委員長・各学級代表委員）
- (3) 開催 代表委員会と同時開催
- (4) 内容
ア) 各クラスのいじめの実態について報告する。
イ) 撲滅に向けた話し合いを行う。
ウ) 提言した取組を推進する。
エ) いじめの未然防止に向けた児童の主体的な取組を推進するため各委員会の委員長や代表委員が集まる話し合いを開催する。

V いじめの未然防止

1 道徳教育の充実

- (1) 教育活動全体を通して
 - 「いじめをしない、許さない」資質をはぐくむために、あらゆる教育活動の場面において、道徳教育に資する学習の充実に努め、道徳教育推進教師を中心に、全教師の協力体制を整える。
 - 道徳の内容項目と関連付けて、重点化を図り、時期と内容を明確にした全体計画を作成する。

(2) 道徳科の授業を通して

- 「いじめ撲滅強化月間」(6月)に、「B 主として人との関わりに関すること」の内容項目を取り上げて指導する。

(3) 心を潤す4つの言葉推進週間を通して

- 6月に気持ちのよいあいさつや返事、心をこめた素直な言葉を交わすことによって、一人ひとりの心が通う学校や地域づくりを目指す。

2 「いじめ撲滅強化月間」の取組を通して

- 実施要項に基づき各学校や児童の実態に応じて、以下のすべての内容について取り組む。
 - ・児童生徒啓発ポスターを活用した、いじめ撲滅に向けたスローガンづくり
 - ・児童会による、いじめ撲滅を目指したキャンペーンの展開
 - ・校長等による講話
 - ・「いじめ防止指導事例集」を活用する等、いじめの未然防止に向けた学級担任等による指導
 - ・学校だよりや学年だより、PTA広報誌による地域への広報活動

3 「人間関係プログラム」を通して

(1) 「人間関係プログラム」を通して

- 「話の聴き方・伝え方について考えよう」「問題を解決しよう」「対立を解決しよう」のロールプレイを繰り返し行い、人と関わる際に必要となる力に気付き、定着を図ることで、いじめの未然防止に取り組む。

(2) 直接体験の場や機会を通して

- 教育活動全体を通して、「人間関係プログラム」の授業の中で児童が自発的に設定した行動目標を実践する直接体験の場や機会を意図的・計画的につくり、人と関わる際に必要となる力の定着を図ることで、いじめのない集団づくりに努める。

(3) 「人間関係プログラム」に係る調査結果を生かして

- 「人間関係プログラム」に係る調査の結果により、各学級担任を中心に児童一人ひとりの心の状況や学級の傾向を把握し、あたたかな雰囲気^の学級づくりに生かし、いじめのない集団づくりに努める。

4 「いのちの支え合い」を学ぶ授業を通して

- 児童が、相談することの大切さを理解し、相談のスキル、悩みやストレスへの対処法などを身に付ける。特に、いじめは、いじめられても本人がそれを否定する場面が多々あることを踏まえ、友達の代わりに自分が信頼できる大人に相談することができるようにする。

○授業の実施

5 メディアリテラシー教育を通して

(1) 「携帯・インターネット安全教室」の実施

- 児童の情報活用能力の向上を図り、安全に正しくインターネットや携帯電話を使うことができる力を身に付けさせ、いじめの未然防止に努める。

○「携帯・インターネット安全教室」の実施

6 保護者との連携を通して

(1) いじめは絶対に許されないことについて、学校と連携して指導する。

(2) 子どもとコミュニケーションを図り、子どもの些細な変化を見逃さないよう努める。

(3) 子どもに基本的な生活習慣を身に付けさせ、心の安定を図る。

VI いじめの早期発見（アセスメント・状況把握）

1 日頃の児童の観察

○ 早期発見のポイント

- ・児童のささいな変化に気付くこと。
- ・気付いた情報を共有すること。
- ・情報に基づき、速やかに対応すること。

- (1) 健康観察 : 一人ひとりの表情を確認しながらの呼名による朝の健康観察の徹底
- (2) 授業中 : 姿勢、表情、視線、忘れ物、教科書・ノート等の落書き、隣と机が離れている、ペアにならない、雑用をやらされる、他人と同じことをしても友達から厳に指摘される 等
- (3) 休み時間 : ひとりぼっち、「遊び」と称しながらからかいの様子が見られる 等
- (4) 給食 : 班から机を離して食べる、食欲がない、極端な盛り付け、当番を押し付けられる、配膳したものを他の児童が残す 等
- (5) 登下校指導 : ひとりぼっち、荷物を持たされる 等

※けんかやふざけ合いであっても、見えないところで被害が発生している場合があるため、背景にある事情の調査を行い、児童の被害性に着目し、いじめに該当するか否かを判断する。

2 「心と生活のアンケート」の実施及びアンケート結果に応じた面談の実施・記録保存

- (1) アンケートの実施 : 4月 9月 1月 (年3回)
- (2) アンケートの結果 : 学年・学校全体で共有する。生徒指導委員会を中心に情報をまとめる。
- (3) アンケート結果の活用 : アンケート結果に応じて、児童と面談を行う。
面談した児童について、学年・学校全体で情報共有する。
その際、市教委から配布されている、面談記録シートに「いつ」、「誰が」、「どこで」、「どのくらいの時間」、「どのような内容(児童の様子も含む)」か記録し、保存する。いじめ対策委員会で情報共有する。

3 毎月の「いじめに関する調査」の報告

- (1) アンケートを5月、6月、7月、10月、11月、12月、2月、3月に実施し、毎月の「いじめに係る状況調査」に反映させる。
- (2) いじめを認知したときは、「いじめに係る対応の手引き」に基づき対応する。

4 教育相談日の実施

- (1) 年13回の教育相談日を設定する。(主に金曜日)
- (2) 保護者が相談を行うことができる体制づくりに努める。
 - ・教育相談日の時間確保(同時間帯に会議等を極力入れないようにする。)
 - ・教育相談だよりの発行
 - ・教育相談室の整備
 - ・さわやか相談員、スクールカウンセラーとの連携

5 地域からの情報収集

- (1) 保護者 : 学年・学級懇談会、教育相談、学校・学年だより、連絡帳
- (2) 民生委員 : 民生委員連絡会 等
- (3) 防犯ボランティア : 学校安全ネットワーク連絡協議会、立哨指導
- (4) 地域関係者 : スクールサポートネットワーク連絡協議会 等
- (5) 学校運営協議委員 : 学校運営協議委員会 等

Ⅶ いじめの対応

学校の特定の教職員が、いじめに係る情報を抱え込み、学校いじめ対策組織に報告を行わないことは、いじめ防止対策推進法第23条第1項の規定に違反し得ることから、学校の教職員がいじめを発見し、又は相談を受けた場合には、速やかに、学校いじめ対策組織に対し当該いじめに係る情報を報告し、「児童の心のサポート 手引き いじめに係る対応」に基づき、学校の組織的な対応につなげていく体制を整備する。

- 校長： 情報を集約し、組織的な対応の全体指揮を行う。
構成員を招集し、いじめ対策委員会を開催する。
- 教 頭： 情報収集及び情報発信の窓口とする。
関係職員を招集し、情報収集を行う。
情報を集約・整理し、共有化を図り、職員への指示を行う。
- 教務担当： 校長、教頭を補佐し、校長、教頭の指示の下、各担当へ指示・伝達を行う。
関係クラスを中心に授業の調整を行い、環境の整備を行う。
- 学年主任： 事実確認のための情報収集を行う。
(担 任) いじめられた児童やいじめを知らせてきた児童の安全を確保する。
いじめた児童に、自らの行為の責任を自覚させるための指導を行う。
保護者への連絡、協力体制を確立する。
- 生徒指導主任： 児童の情報を把握できる体制づくりをする。
児童の情報を全職員に共通理解を図るための連絡・調整を行う。
担任や学年主任と協力し、いじめた児童に指導を行う。
校内・校外のコーディネーターとして関係者間の連絡・調整を図る。
「いじめに係る対応の手引き」に基づき行われているか確認する。
- 教育相談主任： 当該児童の相談体制を確立する。
- 特別支援教育コーディネーター
： いじめに関係した児童に特別支援教育の観点から指導・支援が必要な場合、
関係職員に対し、適切な指導ができるよう助言する。
- 養護教諭： いじめられた児童を中心に、関係した児童の心身の健康状態の把握に努め、
専門的見地から関係職員に助言する。
当該児童の心のケアに努める。
- スクールカウンセラー： 専門的な立場から、アセスメントに基づく支援の指導助言
や、児童へのカウンセリングを行う。
いじめに関係した児童の保護者の相談に応じる。
- スクールソーシャルワーカー： 情報の提供及び専門的な立場から、児童の環境に働
きかけるプロセスにおける連携、仲介、調整等を行
う。
- 保護者： 家庭において、子どもの様子をしっかりと把握し、異変を感じたときは、
直ちに学校と連携する。
いじめられた児童の安全を確保するとともに、心の安定を図る。
いじめた児童に、学校と歩調を合わせ、自らの行為を自覚させるための指
導を行う。
- 地域： いじめを発見し、またはいじめの疑いを認めたときには、学校等に通報ま
たは情報の提供を行う。

Ⅷ 重大事態への対応（「いじめ防止対策推進法」第28条）

- 「いじめ防止対策推進法」、「いじめ防止等のための基本的な方針」（平成29年3月改定 文部科学大臣決定）、「いじめの重大事態の調査に関するガイドライン」（平成29年3月 文部科学省）、「さいたま市いじめ防止対策推進条例」、「さいたま市いじめ防止基本方針」、及び「いじめに係る対応の手引き」に基づき、生命・心身に重大な被害が生じた疑いや、相当の期間学校を欠席することを余儀なくしている疑いがある場合は、次の対策を行う。
 - ア)「生命・心身に重大な被害が生じた疑い」
 - ・児童生徒が自殺を企図した場合
 - ・身体に重大な傷害を負った場合
 - ・金品等に重大な被害を被った場合
 - ・精神性の疾患を発症した場合 等
 - イ)「相当の期間学校を欠席することを余儀なくされている疑いがある場合」
 - ・年間30日を目安とする。（月に3日）
 - ・一定期間連続して欠席している場合は、迅速に調査に着手する。
 - 児童又は保護者からの申立ては、学校が把握していない極めて重要な情報である可能性があることから、次の対応を行う。
 - ア) いじめ対策委員会で、いじめの疑いに関する情報の収集と記録、共有を行う。
 - イ) 校長は、いじめの事実の確認を行い、結果を教育委員会に報告する。
 - ウ) 学校は、「児童生徒の心のサポート 手引き いじめに係る対応」に則り、組織的な対応を行う。
- ※教育委員会が、重大事態の調査の主体を判断
- <学校を調査主体とした場合>
 - 1 学校は、直ちに教育委員会に報告する。
 - 2 学校は、教育委員会の指導・支援の下、学校の下に、重大事態の（いじめ対策委員会を母体とした）調査組織を設置する。
 - 3 学校は、いじめ対策委員会で、事実関係を明確にするための調査を実施する。
 - 4 学校は、いじめを受けた児童およびその保護者に対して、情報を適切に提供する。
 - 5 学校は、調査結果を教育委員会に報告する。
 - 6 学校は、調査結果を踏まえた必要な措置を行う。
 - <教育委員会が調査主体となる場合>
 - 1 学校は、教育委員会の指導の下、資料の提出など、調査に協力する。

Ⅸ 研修

いじめの未然防止（「人間関係プログラム」の研修を含む）、早期発見・早期対応、インターネットを通じて行われるいじめへの対応など、教職員のいじめに対する意識や対応力を高める研修を計画的に行う。

- 1 職員会議
 - (1) 学校いじめ防止基本方針の周知徹底
 - (2) 全職員参加の定例委員会の実施、内容の共有と方策の検討
- 2 校内研修
 - (1) 共通行動で「分かる授業を進めること」
 - 学習規律の徹底 ○「主体的・対話的で深い学び」に基づいた授業実践
 - (2) 学校課題研究『個別最適な学び』と『協働的な学び』の一体的な充実を目指して
 - 粘り強く考え、伝え合い、学びを深める児童の育成

(3) 生徒指導・教育相談に係る研修（年間複数回実施）

○児童理解 ○いじめ・教育心理等の研修 ○情報モラル研修

X PDCAサイクル

より実効性の高いいじめの防止等の取組を実施するため、学校基本方針が、学校の実情に即して機能しているかを、いじめ対策委員会を中心に点検し、必要に応じて見直す、というPDCAサイクルを行う。

1 年間の取組についての検証を行う時期（PDCAサイクルの期間）の決定

(1) 検証を行う期間：各学期とする。

2 「心と生活のアンケート」、いじめ対策委員会の会議、校内研修等の実施時期の決定

(1) 4月：辻南小いじめ防止基本方針に係る研修（学校いじめ防止基本方針改定に伴う研修）

(2) 6月：児童理解に係る研修（生徒指導・教育相談上の共通理解）

(3) 8月：児童理解に係る研修（特別支援教育、国際教育、人権教育の充実を図る研修）

(4) 8月：情報モラル研修

(5) 8・12月：生徒指導理解に係る研修（生徒指導主任会の報告）

(6) 5月・10月・2月：いじめ対策委員会